

平成29年度豪雪による災害により被災した被保険者等に 係る一部負担金等の取扱い等について

平成29年度豪雪による災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

・適用市町村について

別添のとおり

詳しくは東京都電気工事健康保険組合 給付課(03-3861-1853)までお問い合わせください。



平成30年2月14日
内閣府（防災担当）

平成29年度豪雪にかかる災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県は4市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 長岡市 (ながおかし) 小千谷市 (おぢやし) 十日町市 (とおかまちし) 魚沼市 (うおぬまし) 東蒲原郡阿賀町 (ひがしかんばらぐんあがまち)	2月14日	連日の降雪により、これを放置すれば住家の倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・障害物の除去

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

高相、佐藤、堀田

TEL 03-5253-2111（内線51359）

03-3593-2849（直通）